

平成28年6月11日

緑ヶ丘地区 各町内会 会員各位

方部民生委員推薦準備会 委員長 鈴木 忠好

民生・児童委員の改選について

緑ヶ丘地区を担当している民生・児童委員と主任児童委員は、今年の11月30日で任期満了となります。（委員は厚生労働大臣からの委嘱）

このため、新たな民生・児童委員等候補者を推薦する「方部民生委員推薦準備会」が発足しました。準備会は、町内会会長や緑中・緑第一小のPTA会長等15名で構成し、委員長に鈴木忠好（地区町内会連合会長）が選任されました。

今後、「方部民生委員推薦準備会」で7月29日まで候補者（再任も可）を選定し内申関係書類を作成することになります。

つきましては、各町内会会員の皆様には下記の「委員適格者」を踏まえ自薦・他薦を含め、これら情報について町内会会長等を通し、「方部民生委員推薦準備会」に7月8日まで推挙して頂くようお願い致します。

記

1. 委員の定数

民生・児童委員 11名、主任児童委員 2名

2. 委員適格者(郡山市民生委員、児童委員候補者選任要領 抜粋)

- (1) 社会奉仕精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員活動に必要な時間を割くことが出来る者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性格、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行う事が出来、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守る事の出来る者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導する事が出来、また児童から親しみをもたれる者
- (6) 民生・児童委員は委嘱予定日（12月1日）現在の年齢が75歳未満の者である事、主任児童委員は、原則55歳未満の者である事

3. 民生・児童委員等の役割

- (1) 民生委員は、それぞれの担当地域において、一人暮らしや寝たきりの高齢者の方などへの援護活動はじめ、生活上の様々な問題を抱えている方々の相談、援助にあたります。
- (2) 児童委員は、地域において児童問題に関わる行政機関、児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、子供が健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談・援助になります。
- (3) 主任児童委員は、児童委員とは別に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として、児童福祉関係機関との連携調査を行ったり、地域児童委員と一体となった活動・援助・協力を行います

以上